

預金取引規定の一部改定のお知らせ

当組合では、お客様の利便性を図るため、このたび、普通預金・貯蓄預金・納税準備預金共通規定および総合口座取引規定を見直し成年後見人等の届け出に係る事務取扱いについて、下記のとおり規定の一部改定を行いました。

【改訂内容】

改訂前	改訂後
<p>【普通預金・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定】</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 普通預金・貯蓄預金は、口座開設店（以下「当店」といいます。）のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には、1回につき200万円を限度とします。</p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、後記第6条の届出を受けた場合は、当店で払戻しに限り。</u></p>	<p>【普通預金・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定】</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 普通預金・貯蓄預金は、口座開設店（以下「当店」といいます。）のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には、1回につき200万円を限度とします。</p> <p>(2) 削除</p>
<p>【総合口座取引規定】</p> <p>2. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 普通預金は、口座開設店（以下「当店」といいます。）のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。</p> <p><u>(2) 前項にかかわらず、後記第16条の届出を受けた場合は、当店で払戻しに限り。</u></p> <p><u>(3) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当組合所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。</u></p>	<p>【総合口座取引規定】</p> <p>2. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 普通預金は、口座開設店（以下「当店」といいます。）のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。</p> <p>(2) 削除</p> <p>(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当組合所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。</p>

※ 第6条および第16条は、「成年後見人等の届け出」を指します。

ご不明な点がございましたら、窓口へお問合せください。